

公民館活動の振興への取組(福井市)

福井市公民館の概要

福井市の公民館の特徴

- ・ 1小学校区ごとに1公民館
(49地区館、6分館、中央公民館)
→ 自治会をはじめとする様々な団体が互いに連携・協働するのに最適な単位
- ・ 各公民館に運営審議会の設置
- ・ 福井市方式(半官半民)の運営方法
→ 運営審議会で公民館職員を選考内申
公民館協力委員の設置
地区費の活用
- ・ 各種教育事業の展開

多様な主体が綾なす公民館

公民館職員及び業務

- 【公民館職員】
- ・ 地域の選考内申を受けた非常勤特別職
(館長1名、主事2~3名、管理人1名)
- 【業務】
- ・ 教育事業、公民館運営事業
 - ・ 各地区の各種団体や地区事業に関する自主活動への支援・連絡調整
 - ・ 市役所出張所廃止に伴う、一部の行政事務
 - ・ 行政施策としての市民協働のまちづくりや子育て支援事業等への支援

公民館運営審議会

- ・ 各公民館は20名以内の委員で構成
- ・ 公民館職員を選考内申
- ・ 各種団体長や有識者を委員として委嘱

…しかしながら

少子高齢化 核家族化
単身世帯の増加 相互扶助機能の低下
共同生活意識の低下
生活圏の広域化 産業構造の変化

地域コミュニティの低下

自治会・公民館を中心とした地域コミュニティの活性化が必要

『地域コミュニティ機能保持・活性化のための支援について』策定(平成22年3月)

< 主な改善のポイント >

- コーディネーター役として地域の活動の支援及び連絡調整を行う
各種団体や実行委員会など地域活動の主体に対して、自主活動への支援、相互連携による活動の推進のための事務を行う
- 自主自立を目指す団体や他団体との連携を検討する団体を支援する
団体支援員と協調して、地区で自主自立活動を目指す団体の相談に乗ったり、他団体との連携を検討する団体について連携をコーディネートするなど各種団体の自主活動支援業務を実施する
- 公民館職員の人材育成を努める
市主催の研修の充実、社会教育主事の資格取得を奨励する
- 公民館職員の勤務体制の見直し
勤務時間、報酬・賃金の見直しを図る

公民館職員に対する研修の充実

職場と研修が有機的に結びついたサイクルを実現することにより、公民館職員の意欲と資質の向上を図ることを目的として公民館職員研修を実施する。

● 研修の種類

初任者研修・職種別研修・選択研修・ブロック別研修・派遣研修

● 大学と連携した取組【福井大学公開講座『学び合うコミュニティを培う』】

目標 2年間にわたる講座の中で、互いの実践の歩みを聴き合い、その経験と省察から深く学び合うことで、公民館職員に必要な力量を形成する。

特長

- (1) 実践と省察の往還を実現する長期研修のサイクル
- (2) 少人数での実践の交流と検討
- (3) 行政と大学が協働して支える体制を構築
→ 行政職員2名が講座の企画・運営に運営支援者として参加

福井市の公民館

1 福井市の公民館について

- ・福井市の公民館は、小学校区という最も身近な地域に公民館が配置され、地域に密着した職員体制（地区選考内申）のもと、社会教育、生涯学習の拠点、地域活動の拠点としての役割を果たしている。
- ・各公民館には地域住民の代表で構成される公民館運営審議会を設置し、民意を十分に反映した中で、住民との協働のもとに運営されている。

（1）福井市の公民館の特徴

- 施設
- ・社会教育法上の社会教育施設
 - ・原則1小学校区ごとに1公民館の設置（49地区館、6分館、中央公民館が1館）
- 【小学校区に公民館を配置する利点】
- 住民同士がお互いの存在を身近に感じることができ、人間関係を築きやすい範囲である。
 地域課題を発見し共通化しやすく、比較的容易に学習や活動に結び付けやすい範囲である。
 地理的に、子どもから高齢者までが集まりやすい範囲である。
 各種まちづくり事業においても、小学校区という単位は、多くの住民がそれらの事業に直接接しやすく、参画が得やすい範囲である。
- 職員・運営
- ・非常勤特別職である公民館職員を複数名配置
 - ・各公民館に公民館運営審議会を設置
 - ・福井市において「半官半民」と呼んでいる運営方法
 運営審議会による地区での公民館職員の選考内申
 公民館協力委員（主に自治会長）の設置
 地区費（地区協力金）の活用等
- 事業
- ・基本的な事業として各種教育事業を展開
 - ・その他
 集会の場として……貸館など、住民の憩いや会議の場を提供する
 調整の場として……各種団体、各種機関を連絡調整する
 まちづくりの場として……各種まちづくりの拠点施設となる

〔福井市方式（半官半民）の公民館運営〕

区分	担い手	内容
事業	（福井市教育委員会）	基本方針や施設の管理規則を各館に明示
	（公民館）	事業実施方針を策定し、それに基づき学習プログラム、計画等を作成、実施
財政	（福井市教育委員会）	設置は市が行う 各公民館に管理運営費、教育事業費を交付
	（公民館）	地区費の活用
人事	（福井市教育委員会）	公民館職員の委嘱（非常勤特別職） 公民館職員への賃金等の支払
	（公民館運営審議会）	公民館職員候補者の選考と内申

公民館運営に関し、事業・財政・人事等について行政が主体となりつつも、地域に積極的な協力をお願いし、地域の実情に即したきめ細かい公民館活動を展開している。

(2) 公民館の管理運営

- ・開館時間 午前9時から午後9時まで
日曜日は午後5時まで（中央公民館は午後6時まで）
- ・休館日 毎週月曜日と第3日曜日、国民の祝日、年末年始

(3) 公民館職員の勤務体制

福井市における公民館長・公民館主事は、地域により選考内申を受けた非常勤特別職で、一般職（市職員）とは異なる。主に、公民館が設置されている地域の住民が選考される。

館長 週16時間勤務 原則火・水・金曜日の午後4時間+週4時間の自由勤務
業務内容：館務を統括する

主事 週35時間勤務 1日6時間×週5日+週5時間の自由勤務
業務内容：教育事業、施設の管理、庶務、経理事務等

管理人 施設規模により月72～120時間
業務内容：清掃業務、公民館の留守番業務等

(4) 公民館職員の配置

館長 1名

主事 若干名

主事の配置.....2人、3人体制（一光公民館、中央公民館除く）
配置基準 原則 人口5,000人未満 2人
人口5,000人以上 3人

管理人 1名

2 公民館の役割について

- ・公民館は、生涯学習、社会教育の拠点として各種の事業を行い、市民の教養の向上、心身の健康増進、生活文化の振興を推進する。
- ・また、地域コミュニティの中核的な活動拠点である公民館は、**地域のコーディネーター**として市民の自治能力を高められるようその機能の充実を図る。

(1) 福井市公民館の業務

社会教育施設としての業務

- ・教育事業.....学級・講座の開設、自主グループの育成、学習資料・情報の提供
- ・公民館運営事業.....施設の提供（貸館）、施設の維持管理、運営審議会の運営

各地区の各種団体に関わる業務

- ・各地区で活動している各種団体（自治会連合会等）の自主活動への支援、連絡調整

地区事業に関する業務

- ・地域づくり、地区事業（区民体育祭、夏祭り等）に係る支援、連絡調整

市役所出張所廃止に伴う、一部の行政事務

- ・行政文書配布業務、行政囑託員の名簿作成及び報告、各種委員や表彰者等の推薦

その他

- ・風水害時等における避難所、地震時における防災活動拠点
- ・行政施策としての市民協働のまちづくりや子育て支援事業への支援



平成 22 年 3 月 「地域コミュニティ機能保持活性化のための支援について」

↓
公民館……「地域におけるコーディネーター」と位置づけ

(2) 公民館事業

公民館の事業実施方針

「生涯学習室実施事業方針」を踏まえて、公民館では地域の特徴や特色を活かし、地域の課題や実情に即した事業を展開する。そのために公民館が目指すべき方向性を定め、事業を効果的で効率的に取り組むために「公民館の事業実施方針（目標）」を策定し、その達成に向けて館長を中心に職員が一丸となって事業の推進に努める。

公民館教育事業

公民館教育事業の実施にあたっては、実際の生活に結びつくよう、公民館がそれぞれの地域の実情等を把握し、生活的・地域的・現代的課題に取り組むものとする。その際には、学び合いを通して、そこで学んだ知識や技術などを地域社会に還元できるよう課題解決に向けた企画・運営に努める。

なお、課題解決に向けた学習を推進し、的確に実施するために、平成 24 年度からはこれまでの対象別教育事業から目的別(課題別)教育事業に移行した。

ア) 実施必須の教育事業

以下の事業について、特に重要な教育事業と位置づけ、各公民館での必須事業とする。

〔目的別(課題別)教育事業の区分等〕

教育事業の区分	学習内容
家庭教育に関する事業	・家庭教育の支援のための学習
少年教育に関する事業	・青少年の健全育成のための学習
青年教育に関する事業	・若者の地域社会への参画を促すための学習
郷土学習に関する事業	・郷土学習を支援するための学習
地域課題の解決に向けた事業	・豊かな健康・長寿社会の実現のための学習 ・男女共同参画・多文化共生社会づくりのための学習 ・地域情報ネットワークへの対応のための学習 ・環境意識の高揚のための学習 ・防犯・防災安全な地域づくりのための学習 ・社会貢献・ボランティア活動を促進するための学習 ・豊かな地域づくりにつながる人材育成のための学習

イ) 申請方式により取り組む教育事業(選択事業)

以下の事業については、地域の実情やニーズに合わせ積極的に取り組むものとする。

- ・「福井学」推進事業(地域ふくい塾・地域子ども塾)
- ・放課後子ども教室推進事業(国庫補助事業)
- ・市民学習活動促進事業
- ・はつらつ伝承塾
- ・市民IT事業

公民館自主グループへの支援

公民館自主グループは、公民館を活動拠点に自主的・自発的に学習するグループであり、社会教育団体に類するものであることから、学習の成果を地域に還元することを勘案し、公民館使用料の減免などの支援を行っている。

公民館自主グループの認定にあたっては、その活動内容を十分吟味するとともに、諮問機関である公民館運営審議会に図ることが必要である。

地域活動への支援

公民館は、地域の様々な活動の拠点であり、地域の住民や団体、情報が集まる施設である。この特性を活かし、地域コミュニティの機能保持・活性化を図るために、**地域におけるコーディネーター**として地域活動の支援及び連絡調整を行う。

市民憲章運動の推進

公民館は、不死鳥のねがい(福井市市民憲章)推進協議会の支部(支部長は公民館長)として、市民憲章の精神を地区内に広め、愛市運動の実践活動を展開する。

3 福井市の公民館運営審議会について

(1) 公民館運営審議会

公民館運営審議会の必置を市条例において規定しており、すべての公民館に地域住民の代表で構成される公民館運営審議会を設置することで、民意を十分に反映したなかで、住民との協働のもとに公民館を運営している。

また、館長及び公民館主事の候補者を選考内申するために、各公民館に公民館職員選考委員会を設置しているが、公民館職員選考委員会の委員は、公民館運営審議会の委員及び館長で構成している。

(2) 公民館運営審議会委員

委員定数

委員定数は、公民館区域の世帯数により決められている。

公民館対象区域世帯数	委員定数
2,000世帯未満の公民館	15名以内
2,000世帯以上の公民館	20名以内

委員要件

公民館運営審議会委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し又は任命する。

- ・ 学校教育の関係者
- ・ 社会教育の関係者
- ・ 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- ・ 学識経験者
- ・ 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

任期

公民館運営審議会委員の任期は2年である。

選考

館長及び公民館運営審議会が、協議の上、委員候補者を選考し、福井市教育委員会に内申する。

4 公民館職員の研修について

福井市教育委員会では、多様化、高度化する地域住民の学習ニーズに対応するため、研修により公民館職員に求められる専門的、実践的な知識・技能についての習得を促し、公民館職員の積極性・自発性を養うとともに、より深い学びに発展していくよう継続性を持ち、学習と実践を通して職場へ有機的に結びつけるサイクルを実現することにより、公民館職員の意欲と資質の向上を図ることを目的に、公民館職員研修を実施している。

公民館職員初任者研修

新たに委嘱された職員を対象に、公民館職員としての自覚を促すとともに、基礎的な知識・実務等について学ぶ。

研修内容：公民館主事の職務と役割、公民館の組織と職員の仕事、学習プログラムの企画・立案 等

職種別研修

公民館長・主事それぞれが、職種上抱えている課題等について検討、研究する。

【館長研修】研修内容：マネジメント研修、コーディネートの手法等についての研修

【主事研修】

一般研修：経理研修、救急法研修、人権研修 等

選択研修：地域的・現代的課題としてとらえた7つのテーマ（青年教育・広報活動・人材発掘 等）に関し、全主事129名に対し19部会を設け、話合いや自主運営による学習に基づき、互いの経験を語り、聴き合うことにより、課題解決に向けたプロセスや方策を学ぶためのグループワークを約1年間かけて実施する。

ブロック別研修

市内を8ブロックに分割し、各館で取り組んでいる公民館活動について、ブロック内で情報交換・共有化を進め、公民館活動の活性化を図る。

派遣研修

福井市教育委員会以外で実施されている、生涯学習・社会教育に関する研修に対して、積極的に参加し、公民館職員としての資質向上を図るとともに、他自治体の公民館職員、社会教育関係者と交流し、情報発信・情報交換を行うことにより、公民館活動の充実、様々な課題解決への一助とする。

〔派遣研修の一例〕

講座名	内容等
福井大学公開講座「学び合うコミュニティを培う」	2年間にわたり職場や地域で実践を展開しつつ、それらに関わる実践報告、交流・研究を含む研修の場を設け、実践と省察、仕事と研修が有機的に結びついたサイクルを実現する講座。福井大学と市教育委員会（生涯学習室職員、主事（社会教育主事有資格者））等が連携・協力しながら運営している。
金沢大学社会教育主事講習	社会教育主事資格取得を目指す主事の受講を奨励している。受講期間中は、事務補佐員を配置し、公民館業務の負担軽減を図っている。

このほかにも、福井県主催の生涯学習担当者研修や人権教育研修会等へ派遣している。

地域コミュニティ機能保持・活性化のための
支援について
< 抜粋版 >

平成 2 2 年 3 月

福 井 市

福井市教育委員会

目 次

1	はじめに	(P 1)
2	地域コミュニティの現状と課題	
	(1) 自治会	(P 2)
	(2) 公民館地区.....	(P 5)
	(3) 公民館.....	(P 9)
3	目指すべき地域コミュニティ像と活動主体のあるべき姿	(P 13)
4	自治会及び公民館地区支援のための具体的な取組	
	(1) 課題から対策へ.....	(P 15)
	(2) 自治会への支援策.....	(P 17)
	(3) 公民館地区への支援策.....	(P 23)
5	公民館における具体的な取組	
	(1) 課題から対策へ.....	(P 27)
	(2) 公民館の改善策.....	(P 28)
6	全体の対策イメージ.....	(P 38)

1 はじめに

地域コミュニティは、一般に一定の地域（地域性）において、住民が共同活動（共同性）を通じて関わり合い、助け合い（互助性）そして、相互に交流が行われている地域社会と言われている。

地域コミュニティは、本来、住民の共同生活者としての意識を基に親睦やコミュニケーションを図り、地域に発生する問題を自ら解決する機能（近隣の安全を確保すること 地域生活の便宜を図ること 相互の助け合い、支え合いなどの相互扶助を行うこと 地域の意思を決定すること）を有し、地域のセーフティネットとしての重要な役割を果たしてきた。

しかし、近年の産業構造の変化や生活圏の広域化、少子高齢化等による人口構造の変化、そして、核家族化や単身世帯の増加などによる家族形態の変化は、地域コミュニティに大きな影響を与え、さらに、地域コミュニティに求められる役割の多様化・複雑化と相まって、地域活動に参加しない者が増加するなど、地域コミュニティ機能に支障をきたす状況が見受けられるようになってきた。

地域コミュニティと行政は、住みよい地域づくりのためには欠かすことのできないパートナーであり、また、地域コミュニティの活力は地域力を高める上でも重要な要素であることから、その機能の保持、活性化が求められている。

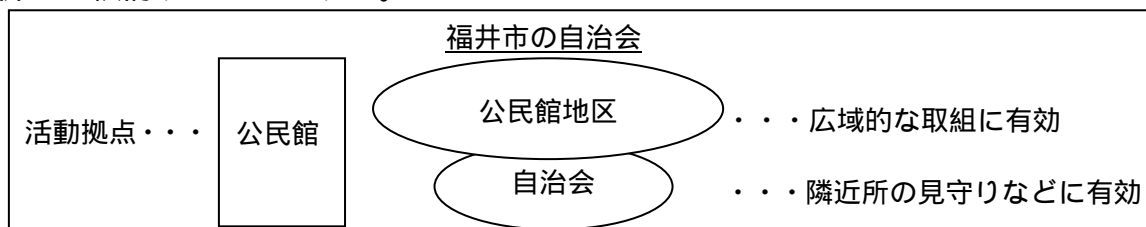
地域コミュニティの活性化のためには、地域コミュニティのあるべき姿を再認識し、地域コミュニティ活動を阻害している要因を探り、それを取り除くことが必要である。

そして、地域コミュニティと行政がそれぞれの役割を明らかにし、果たすべき役割をそれぞれに担い、互いに連携・協働し地域の課題に取り組むことが、地域の更なる活性化につながり、福井市全体の活性化にも結びついていく。

福井市の地域コミュニティを見た場合、自治会をはじめ、自主防災、地域福祉、まちづくり、NPOやボランティアグループなど多くの組織が、住みよい地域社会の実現を目指して活動している。

今回は、その中でも特に、多くの市民が加入し、生活に密着した単位である自治会と、その自治会が広域的に連携する単位である公民館地区（連合会地区）（以下「公民館地区」という。）のあり方について、第5次福井市総合計画の基本柱の一つである「住民が主体となった地域づくりを行う」という視点から検討することとする。

また、地域コミュニティの中核的な活動拠点である公民館のあり方についても、併せて検討することとする。



2 地域コミュニティの現状と課題

(1) 自治会

現 状

自治会は、日常生活に密着した共同活動を行っている基礎的な地域コミュニティであり、地域における親睦交流、情報共有の場となっている。

また、ごみ収集などの地域生活のルール運用、防犯灯の維持管理をはじめとする居住地域の安全安心の確保など、行政と協働して地域の諸課題の解決を図ってきた。

しかしながら昨今は、冠婚葬祭のあり方の変化にも見られるように、地域における相互扶助機能が低下し、自治会の重要性が感じられにくくなっている。

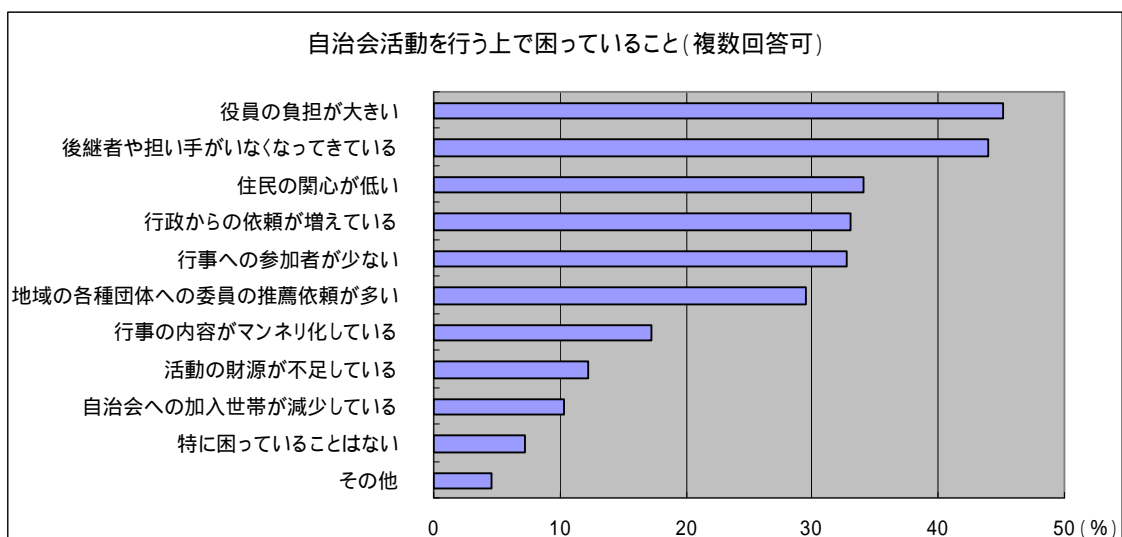
このようなことや若い世代の共同生活意識の低下などにより、自治会への加入率は年々低下する傾向にあり、現在の加入率は約80%という状況である。

一方で、自治会には、自主防災活動、子どもの見守り活動、一人暮らし高齢者世帯への対応など、防災や地域福祉の観点で新たな課題が生じており、自治会が持つセーフティネット機能再生の機運が高まっている。

課 題（地域コミュニティ実態調査結果から）

平成20年度に実施した地域コミュニティ実態調査では、自治会活動を行う上で困っていることとして、下の表のとおり回答があった。

回答の 〇 から「役員の負担が大きく、そのことにより後継者や担い手不足となっていること」、 〇 から「住民相互の助け合い・互助意識が希薄化傾向になっていること」、 〇 から「業務量が過大であること」が課題として浮き彫りとなっている。



資料：平成20年度地域コミュニティ実態調査(自治会に関するアンケート)

課題の要因について

これらの課題を分析していくと、主に次のような要因が見えてくる。

ア．自治会の規模（世帯数）について

福井市には1,500を超える自治会があり、その規模については、中心市街地部では小さく、郊外部では大きいという傾向にある。

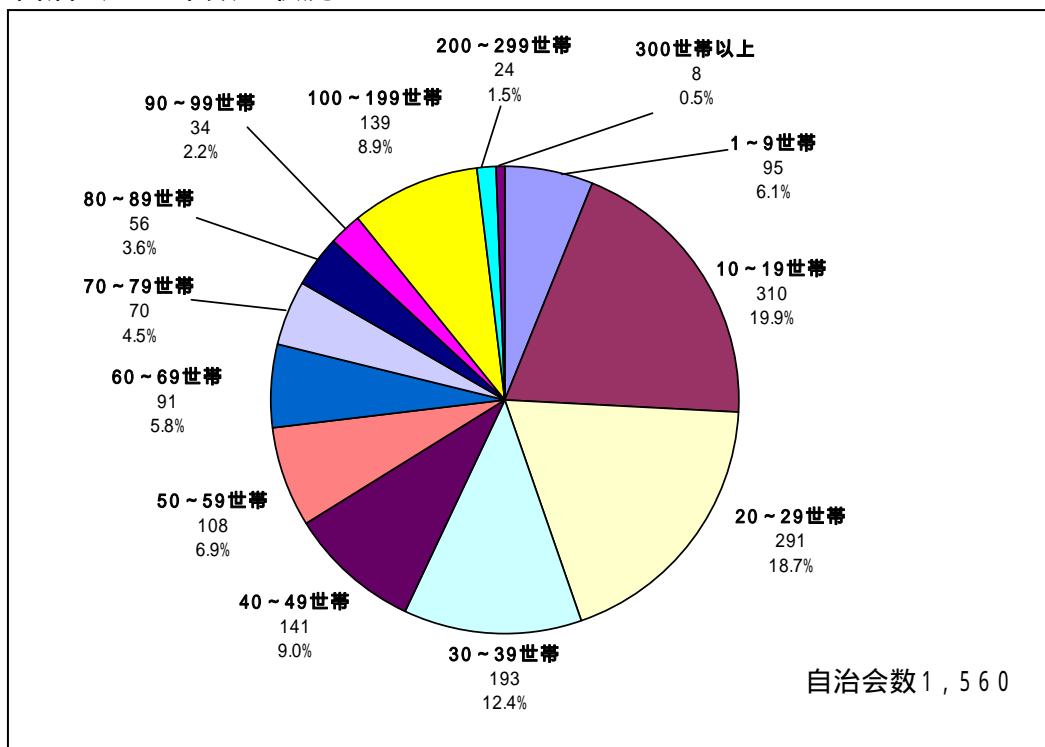
また、一部の山間部の集落では、世帯数の減少が顕著な状況となっている。

自治会の加入世帯数は、市全体の平均では約49世帯であるが、20世帯未満の小規模な自治会が405自治会、全体の26%を占めており、10世帯に満たない自治会も多く存在している。

また、別の調査結果では、100世帯未満の自治会の割合は全国平均で46%であるのに対し、本市では89%となっており、さらに、近隣都市との比較でも、本市の自治会の規模は小さいことが見て取れる。

規模の小さい自治会の場合には、隣近所のコミュニケーションを保ちやすい反面、担い手が少ないことから行政及び公民館等から各種業務が依頼された場合の構成員1人あたりの負担は大きい。また、マンパワーの不足による防災や地域福祉面での相互扶助に対する不安も大きいものとなっている。

< 自治会の世帯数の状況 >



資料：平成20年福井市行政嘱託員報告書

< 他都市の状況 >

都市	自治会の平均世帯数	都市	自治会の平均世帯数
福井市	4 9	坂井市	6 3
敦賀市	1 7 4	あわら市	7 1
越前市	9 0		
小浜市	7 9	金沢市	1 0 1
勝山市	6 7	富山市	7 7
大野市	5 4		
鯖江市	1 3 3	【全国平均】	【約 2 0 0】

資料：他市平均は平成 20 年の聞き取り調査・全国平均は平成 18 年度自治会などの全国調査（筑波大学）

イ．自治会の業務について

自治会が担っている業務には、地域固有の本来の業務である「自治会固有業務」、行政からの依頼事項である「行政依頼業務」、公民館をはじめとする各種団体からの協力依頼の「公民館等団体依頼業務」の 3 つに分類することができる。

「自治会固有業務」には、自治会の組織運営に関することや、冠婚葬祭時における協力体制など共同生活者としての活動ルールの運用などがある。

「行政依頼業務」は、2 つに区分することができ、一つは広報紙の配布回覧など、これまでも自治会と行政との協働により行われてきた業務がある。

二つ目は、自主防災機能の強化や災害時の要援護者避難支援体制の構築など、本来は自治会が持つ問題解決機能により実施されることが望ましい業務だが、早期の対応やより広域的な対応が必要となるため、行政が依頼している業務である。

「公民館等団体依頼業務」には、地区体育祭や敬老会などの地区事業への協力要請のほか、子どもの見守り活動など個別の自治会単位ではなく、公民館地区全体の課題として取り組むことが効果的である業務が含まれている。

これらの業務は、中心市街地部、市街地近郊部、農山漁村部といった地域特性等によっても差異があるが、総じて業務量は多く、特に「行政依頼業務」及び「公民館等団体依頼業務」は増加傾向にあり、自治会の大きな負担となっている。

そして、そのことが自治会役員の負担増加という課題だけでなく、新しい人の参加が進まない一因ともなっている。

(2) 公民館地区

現 状

公民館地区は、広域的な共同活動が行われている地域コミュニティであり、自治会の連合組織（自治会連合会）を中心として、社会教育、地域福祉、防災、交通安全などの様々な団体が活動している。

これらの各種団体活動が、それぞれの分野で地区の生活環境向上に大きな役割を果たしているとともに、相互に連携協力しながら、より大きな問題解決やイベント・地区事業の開催などにあたっている。

また、本市の公民館では、社会教育事業の実施、各種団体の育成や連絡調整などのほか、これまでの歴史的経緯から、地域のまちづくりの中核機関として様々な活動の支援を担っており、公民館地区のコミュニティ活動に大きな役割を果たしてきた。

課 題（地域コミュニティに関する意見交換会等から）

地域コミュニティに関する意見交換会を、それぞれに地域特性が顕著である中心市街地部、市街地近郊部、農山漁村部において実施したところ、「公民館地区は、自治会をはじめとする様々な団体が互いに連携・協働するのに最適な単位であり、地域の活性化のためには、公民館を中心とした公民館地区の活動が重要である。」という共通認識を有していた。

一方で、それぞれの地域特性による個別課題があるものの、共通した課題として多かった意見は、次頁の表のとおりである。

まとめると、意見の 〇 から「公民館地区が抱える業務量は過大であり、活動の担い手不足から、特定の者に負担が集中していること」。

そして、意見の 〇 から「各種団体が全地区一律に設置されているが、同一地区内に同じような活動目的及び事業内容の組織があり、それが公民館地区の負担となっていること」。

また、意見の 〇 から「各種団体活動については自主自立が基本であるが、公民館に依存しているケースが多く、公民館、特に公民館主事の負担が大きくなっていること」が、課題として浮き彫りとなっている。

【公民館地区に関する課題として多かった意見】

業務量について

- ・ 行政から依頼される事業や事務が増える一方である。
- ・ 行政からの役職・委員の推薦依頼が多すぎる。
- ・ 行事が多く、参加者集めに苦労している。

活動の担い手について

- ・ 公民館事業や地区事業、各種団体活動など様々な活動の実働部隊がすべて自治会となっている。
- ・ 行政からの事業や事務について、地域の人に参加や分担をお願いしても、関わってもらえない。
- ・ 活動する人がいつも同じである。
- ・ 担い手が少ないため、一人が受け持つ役が多くなっている。

各種団体について

- ・ 地区内の複数の団体が同じような活動をしているので、団体間の連携が必要である。
- ・ 各種団体に似たようなものがあるので、それをまとめられないか。
- ・ 似たような組織があり、結果として役員は兼務している場合が多い。
- ・ 多くの似たような組織があるが、本当に必要な組織か、もう一度再検討し、単純化が必要だと思う。
- ・ 地区全体で、大きなテーマ毎に組織を集約すべきである。

公民館について

- ・ 地区の団体活動については、本来公民館の業務ではない部分まで、公民館に頼っているのが現状である。
- ・ 地域の方は、公民館には職員がいるので頼りがちになる。
- ・ 地域の方は、あらゆる問題は公民館に聞けば分かると思っている。

資料：平成 20 年度地域コミュニティに関する意見交換会等

課題の要因について

自治会同様に「市民の連帯感の希薄化」といった要因があるものの、そのほかに、「各種団体間のネットワークの不備」、「全地区一律の考え方」、「公民館設置の経緯」に起因していることが考えられ、その現状は次のとおりである。

ア．各種団体間のネットワークの不備

各種団体活動における担い手が少なくなっている中で、複数の団体が同じような事業をしていることがあるということは、人的にも財政的にも非効率であり、各種団体が連携・協働できるネットワーク体制を強化する必要がある。

ネットワークが強化されることで、事業や業務を多くの人で分担することも可能であり、特定の役員に負担が集中することを解消できるとともに、潜在的な活動の担い手の発掘にもつながっていくと考えられる。

なお、新たにネットワークを組織することにより新たな負担が生じる恐れもあるため、地区内にある既存の連携組織を活用することを検討する。

イ．各種団体の全地区一律の配置について

行政が地区の事情に関係なく、全地区一律の方針に基づき、全地区に同じように各種団体の設置を指導し、さらに、行政の横の連絡が不十分であることから、活動目的及び事業内容が同じような組織が設置されている。

その結果、役員及び構成員については兼務している場合が多く、公民館地区の負担となっている。

このことについては、公民館地区に関する課題として多かった意見のにもあるように、「本当に必要な組織か」、再度検討すべき時期に来ている。

ウ．公民館設置の経緯

各種団体に関わる業務、地区事業及び行政からの依頼業務については、本来それぞれの各種団体及び実行委員会が、自主自立を基本に活動すべきであるが、公民館に依存しているケースも多く、公民館、特に公民館主事の負担が大きくなっている。

これは、本市の公民館設置の経緯に起因している面が強く、本市では原則、小学校区ごとに公民館を設置し、これまでの歴史的経緯から公民館地区を一つの地域としてその主体性を尊重し、公民館を地域のまちづくりの中核機関として位置付けてきた。

このようなことから、本市の公民館では、社会教育事業のほかに、

地域のまちづくりの中核機関として、各種団体の育成や活動支援を担ってきた。

さらに、高齢化や人材不足、財政難により運営に不安を抱えている各種団体に対しては、公民館、特に公民館主事が主体的に支えざるを得ない状況が多くなり、ケースによっては、団体の庶務会計業務などを行うことも多くなってきた。

このことは、公民館地区に関する課題として多かった意見の にもあるように、公民館と地域住民の信頼関係からのものであるものの、公民館、特に公民館主事の負担を大きくしている状況となっている。

(3) 公民館

現 状

福井市における公民館は、社会教育法上の社会教育施設として、原則、1小学校区ごとに1公民館が設置され、中央公民館とあわせて50の公民館と6つの分館が設置されている。また、各公民館には地区住民の代表で構成される公民館運営審議会が設置され、民意を十分に反映した中で、住民との協働のもとに運営されている。

このように、福井市では小学校区という身近な地域に公民館が設置され、地域に密着したなかで、生涯学習の拠点、地域活動の拠点としての役割を果たしてきている。

公民館の事業としては、学びの場として、教育事業（学級・講座の開催、自主グループの育成、学習資料・情報の提供）を基本的な事業とし、集会の場として、公民館運営事業（公民館の貸館・施設管理、運営審議会の開催）を実施している。

また、昭和59年からは市内41の出張所廃止に伴い、一部の行政事務（行政文書配布業務、行政嘱託員の名簿作成及び報告、委員・表彰候補者の推薦、等）を引き継ぎ、行うこととなった。

これらの業務の他に、調整の場として、各地区で活動している各種団体（自治会連合会、体育協会、青少年育成市民会議等）の指導・育成、連絡調整の業務も担っており、事務局を受け持っている公民館もある。

また、地域づくりの場として、地域づくりの拠点施設であるとともに、各地区の地区事業（区民体育祭、夏祭り、敬老会等）についても公民館が積極的に携わるようになってきている。

さらに、地震のときには防災関係機関の活動拠点として、風水害等の災害時には、避難所としての機能も有している。

加えて近年では、市民協働の推進による行政施策としてのまちづくりや、子育て支援事業等の活動拠点としての機能も果たしている。

このように、公民館の業務は社会教育施設としての業務のほかに、地区の団体や地区事業等の地域に関すること、災害時等の避難所、さらにはまちづくり等の市長部局の業務など多岐にわたっており、地域の課題解決に向けて地域住民から大きな期待が寄せられている。

職員の勤務の現状

全公民館職員を対象に、平成20年度公民館日誌の集計及び公民館職員勤務実態調査を実施し、勤務時間の状況を調査集計した。

ア．公民館長について

公民館長1人当たりの平均総勤務時間は、標準勤務時間を大きく超過している。また、平均総勤務日数についても、標準勤務日数に

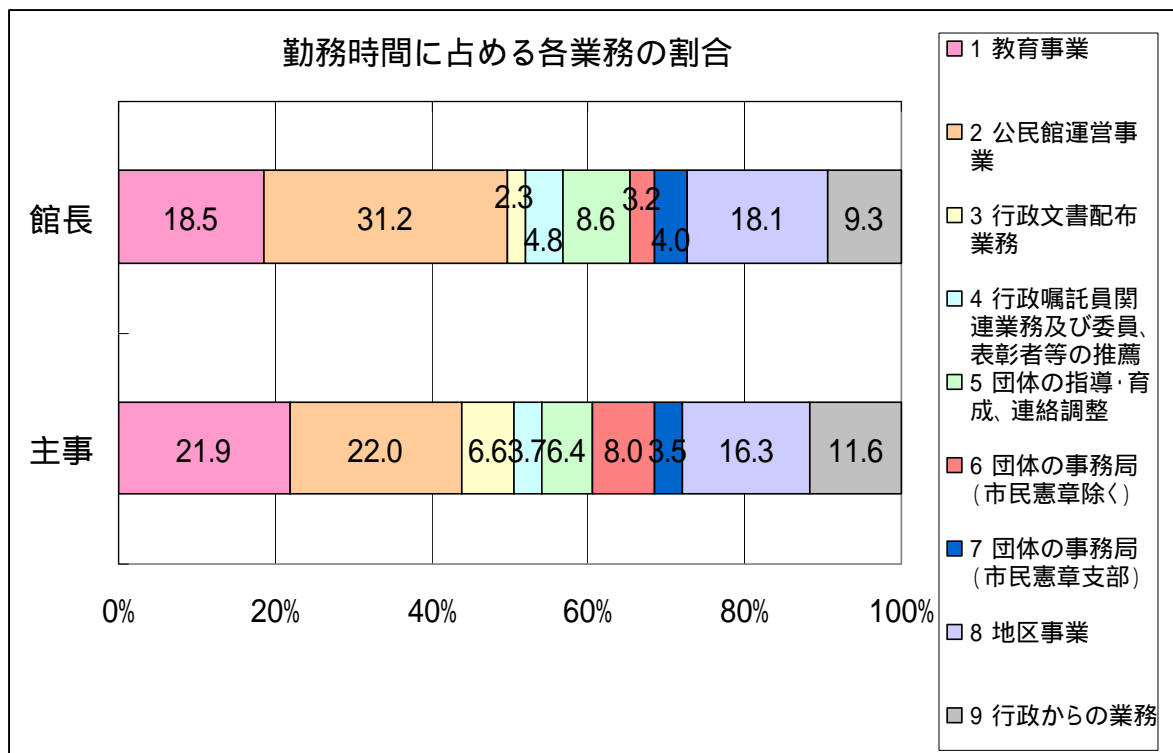
対し超過が顕著であり、標準の勤務日数では館務をこなせない状況であると考えられる。

勤務時間に占める各業務では、割合の大きい業務から公民館運営事業、教育事業、地区事業の順となったが、行政からの業務、団体関係業務(団体の指導・育成、連絡調整及び事務局業務をいう。以下同じ。)に勤務時間を要するという回答も見られ、これらを合わせた率は、25%強となっている。

イ. 公民館主事について

公民館主事1人当たりの平均総勤務時間は、標準勤務時間を超過している。1日当たりの平均勤務時間についても、標準勤務時間を超過している。

勤務時間に占める各業務では、館長と同様に割合の大きい業務から公民館運営事業、教育事業、地区事業の順となり、行政からの業務、団体関係業務を合わせた率は、30%弱となっている。



資料：公民館日誌勤務時間集計

課題とその解決の方向性

地域住民からの大きな期待を担い、その期待に応えていこうとすると、業務が際限なく拡大するのではないかという疑問が生じるとともに、それぞれの公民館で業務に対する捉え方が異なっていることから、「公民館の果たすべき役割、具体的業務は何か」を明確にする必要がある。

また、 で見たとおり公民館職員は全般的に標準の勤務時間を超えており、教育事業のみならず地域コミュニティに関する多種多様な事業に関わることが多くなっていることから、「職員の多忙や事務処理の煩雑を解消」、相談や調整といった業務を十分に行うことのできる勤務体制を整備する必要がある。

さらに、近年の社会教育法の改正の中で、公民館運営審議会に係る規定が改められていることから、公民館が社会教育施設としてのみならず地域コミュニティの中核施設として、地域の実情に応じて、その機能を十分に発揮できるよう、「公民館運営審議会のあり方」についても検討する必要がある。

3 目指すべき地域コミュニティ像と活動主体のあるべき姿

地域コミュニティ機能保持・活性化のための支援策を検討するにあたり、地域コミュニティの現状と課題を踏まえた上で、「目指すべき地域コミュニティ像」及び「活動主体のあるべき姿」を定め、その理想像を目標に取組策を検討していくこととする。

これまでの地域コミュニティは、役割を割り振られた特定の人（自治会長や自治会連合会長をはじめとする各種団体の役員や委員など）の大きな負担により、機能の維持が図られてきた。

確かに、地域のリーダーの存在は必要不可欠であるものの、これからの地域コミュニティは、地域のリーダーを中心に住民一人ひとりが活動に対する参加意識を持ち、全体で取り組んでいくことが大事なこととなっている。

このように、これからの理想的な地域コミュニティ像とは、地域内における防犯・防災、地域福祉、まちづくりなどの様々な地域課題を解決するため、地域住民自らが地域のことを話し合い、必要な活動を自ら決定・実施し、そして、その活動を通して住民相互の交流が図られ、地域の一体感が醸成されていくことである。

これまでの福井市における地域コミュニティは、自治会及び公民館地区が大きな役割を担ってきた。戦災や震災、数々の自然災害から不死鳥のごとく復興してきた一番の功績は、自治会をはじめとする地域コミュニティの力による。

したがって今後は、防災や地域福祉などにおける新しい住民ニーズに対して効果的に取組を進めていくために、自治会及び公民館地区を中心として地域コミュニティをどのように再構築するかが重要となっている。

このような観点から考察すると、果たすべき役割によって求められる地域コミュニティの規模が異なるため、理想的な地域コミュニティ像については、おおまかには3つの規模が考えられる。

まず、最小単位の地域コミュニティについては、災害時における初期活動や要援護者への気配りや声かけなどの役割が求められる。

規模については、普段からお互いに顔が見える向こう三軒両隣の家族ぐるみの付き合いが必要であることから、自発的な人間関係が形成されやすい小規模なものが望ましいと考えられる。

次に、中間的な単位の地域コミュニティについては、ごみ収集などの地域生活のルール運用、街灯の維持管理をはじめとする居住地域の安全安心の確保など、行政と協働して地域の諸課題を効率的に解決する役割が求められる。

規模については、自治会の課題にも挙げられているように、小規模な場合には構成員一人あたりの負担が大きいことや、マンパワーの不足による防災や地域福祉面での相互扶助に対する不安が大きいことから、一定以上の規模が望ましい。

また、現在は、行政嘱託員や各種団体委員などが、自治会規模の大小に関わらず自治会ごとに選出されていることがほとんどであるが、今後はこのような一定規模をベースに選出することも検討する。

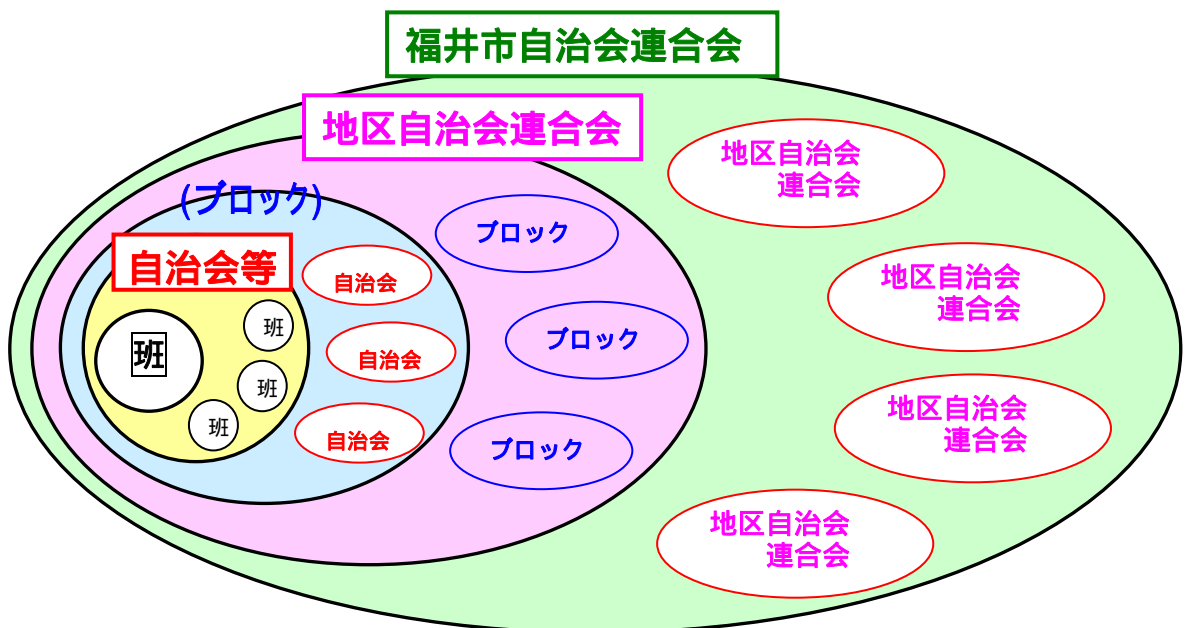
このことにより、規模の小さな自治会において負担となっていた行政依頼業務及び公民館等団体依頼業務については、大きな組織で対応することで負担の軽減が図られることとなる。

次に、大きな単位の地域コミュニティについては、社会教育、地域福祉、防災、交通安全、まちづくりなど、それぞれの分野で行政及び中間的な単位の地域コミュニティと協働して、広域的な地域の諸課題を解決する役割が求められる。

規模については、これまでの歴史的経緯から一つの地域として認知され、住民の帰属意識も高い公民館地区が望ましい。

その活動拠点はこれまで同様に公民館であり、拠点である公民館においては、住民の生活区域に身近な範囲に設置してきている特性を活かしながら、地域のまちづくりの中核機関としての支援や場所的提供を行っていくことが求められる。

【イメージ図】



4 自治会及び公民館地区支援のための具体的な取組

求められる地域コミュニティ像を目指し、自治会及び公民館地区それぞれが抱えている課題を解決するための支援に取り組む。

(1) 課題から対策へ

自治会

【課題1】自治会の業務量の過大・役員の業務量の過大

- ・ 役員の負担が大きい
- ・ 行政からの依頼が増えている
- ・ 地域の各種団体への委員の推薦依頼が多い



【対策1】

行政等の依頼業務を見直す。【P 17】
自治会の組織基盤を強化する。(自治会の合併及びグループ化など)
【P 19】

【課題2】自治会(互助意識)の希薄化・自治会未加入者の増

- ・ 後継者や担い手がいなくなっている
- ・ 住民の関心が低い
- ・ 行事への参加者が少ない
- ・ 自治会への加入率が減少している



【対策2】

自治会の運営基盤を強化する。【P 21】
自治会未加入者に対する加入促進を図る。【P 22】

公民館地区

【課題1】活動の担い手不足から、特定の者に負担が集中

公民館地区が抱える業務量は過大であり、活動の担い手が不足していることから、特定の者に負担が集中している。



【対策1】

各種団体間のネットワークの強化【P23】
市職員の地区活動への積極的参加【P24】

【課題2】全地区一律の方針に基づいて設置された各種団体のあり方

全地区一律の方針に基づいて全地区に同じように各種団体が設置されているが、同じ活動目的及び事業内容の組織があり、それが公民館地区の負担となっている。



【対策2】

各種団体のあり方を検討し、見直す。【P24】

【課題3】各種団体等の自主自立に向けた支援

各種団体に関わる業務、地区事業及び行政からの業務については、各種団体及び実行委員会等が、自主自立を基本に、活動を展開することが望ましいが、一部の団体等では、公民館主事が代行しているところがある。



【対策3】

自治会及び団体等の自主自立に向けた団体支援員の配置【P25】
地区自治会連合会長業務の支援【P26】

(2) 自治会への支援策

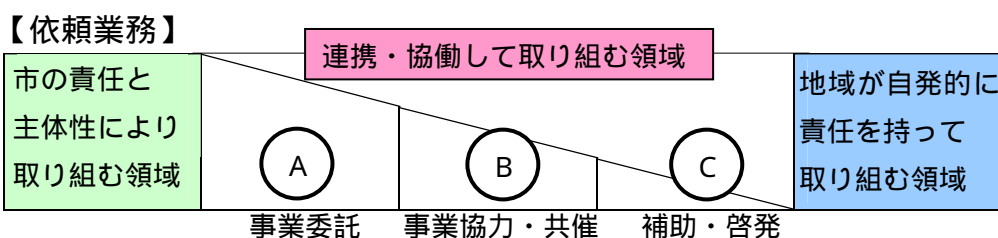
行政等の依頼業務の見直し

ア．行政依頼業務の整理・見直し

自治会の業務量が過大になっている要因の一つである行政依頼業務について、自治会への依頼に関する事項を一元的に把握する組織において総合調整を行う。

見直しの基準

自治会に依頼することが適当な業務であるかを再検討する。
依頼の内容が自治会にとって分かりやすいものになっているかを検討する。



廃止又は継続を個別に判断 原則、依頼継続

分類結果 A 及び B に属する業務

自治会の受益度、依頼範囲（全市域又は特定地域）、行政運営上の影響、代替案の効率性、自治会側の意向等を総合的に勘案して判断する。

方法・スケジュール

4月～5月	自治会へ依頼している業務の報告 (依頼業務所管課 地域コミュニティ担当課)
6月	依頼業務所管課と地域コミュニティ担当課との協議 (自治会への依頼以外の代替案の検討等)
7月～8月	地域コミュニティ担当課と自治会側(代表者機関)との協議 (依頼予定業務に関する自治会側の意向把握) ・自治会側の代表者機関 福井市自治会連合会
9月	決定方針の通知 (地域コミュニティ担当課 依頼業務所管課)

イ．広報紙配布等業務に関する見直し

行政囑託員委嘱事務のうち、負担の大きさが指摘されている「広報紙の配布等業務」について、負担軽減のための広報紙の減少化及び集約化等を図る。

見直し方針

チラシ等の臨時広報紙の減少化

チラシ等の臨時広報紙については、市政広報紙への記事掲載移行による減少化を図る。

福井市行政チャンネル等の活用

福井市行政チャンネル「ふくチャンネル」及びインターネットなどを活用した広報により、広報紙の減少化を図る。

各種団体広報紙等の集約化

地区ごとに発行されている各種団体の広報紙・機関紙等については、各種団体が連携して集約化を図る。

方法・スケジュール

1月～2月	翌年度の文書等配布計画の提出 (依頼業務所管課 地域コミュニティ担当課)
3月	依頼業務所管課と地域コミュニティ担当課との協議 (市政広報紙への記事掲載移行及び広報紙の集約化等の検討)

自治会の組織基盤の強化（自治会再編の支援）

本市の自治会には、規模の小さい（構成世帯数が少ない）自治会、人口減少や少子高齢化が進んでいる自治会が多い。

このことが、自治会役員の業務量の過大の一因ともなっており、また、自主防災活動や地域福祉活動、伝統文化・行事の継承などに不安を抱える一因ともなっている。

そこで、これらの課題を解決する方法として、自治会の合併及びグループ化などによる自治会の組織基盤の強化を支援する。

自治会の再編とは

複数の単位自治会が合併

複数の単位自治会が合併協議等を行い合併すること。

（市町村合併と同様のイメージ）

複数の単位自治会がグループ化（連合組織化）

単位自治会組織は存続しながら、グループとして一体的な地域活動や各種委員選出等を行うこと。

（従来は自治会であった単位が、班として活動していくイメージ）

再編によって目指す自治会像

班 10～20世帯程度

災害時における初期活動や要援護者支援などの地域福祉を担うことができる規模

自治会又は 50～100世帯程度（班を包括した組織）

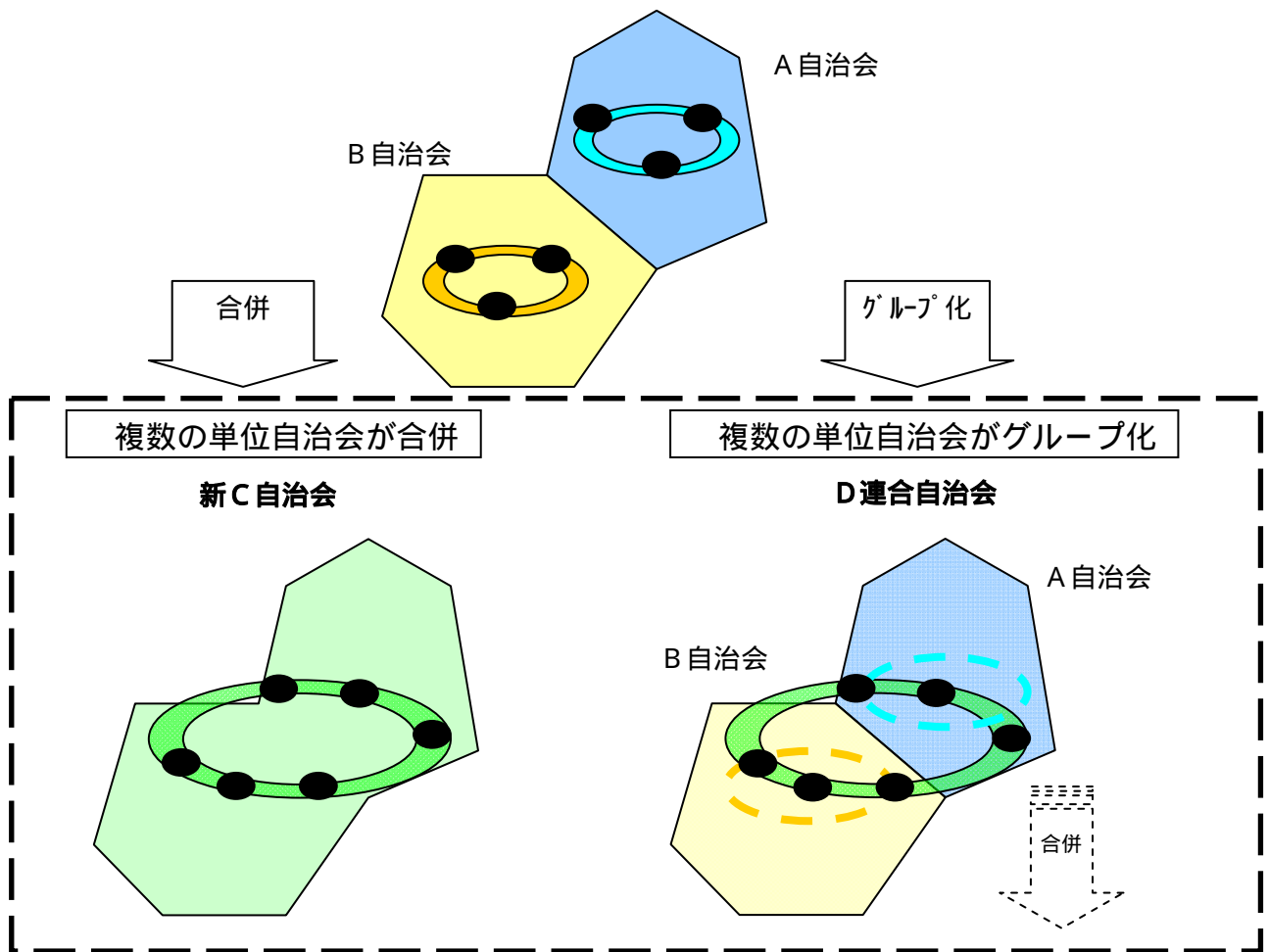
自治会グループ 現行の自治会業務を担う組織

ブロック 歴史的経緯などの地域特性から、一定の共通認識を持つ自治会又は自治会グループの連合体

地区自治会 公民館区内の自治会の連合組織

連合会 （現行の地区自治会連合会）

【自治会再編イメージ図】



【支援案】

人的支援

自治会再編アドバイザー（退職再任用職員）を市に置き、自治会連合会、公民館等の地域機関と連携して、自治会の再編及び自治会未加入エリアの解消に取り組む。

財政的支援

再編を行う自治会の円滑な運営と連帯意識の醸成を目的として、平成22年4月1日から平成26年3月31日までに合併する自治会に対し、合併後3年間の財政補助支援を行う。

$$(30,000 \text{ 円} \times \text{再編自治会数}) + (1,000 \text{ 円} \times \text{再編後の世帯数})$$

自治会の運営基盤の強化

ア．自治会活動支援事業

活動保険料に対する補助

住民が安心して自治会活動に参加できる環境づくりを支援するため、当分の間、自治会が活動保険に加入した場合の保険料について財政補助を行う。

【支 援 案】

加入保険料 × 50%

補助対象者：地区自治会連合会（地区内の取りまとめ、一括申請）

補助対象（加入保険料）限度額：1世帯当たり150円

イ．自治会活動サポート体制の整備

自治会ガイドブックの作成等

自治会運営の側面的なサポート強化策として、自治会ガイドブックの作成及び過去の相談事例・問題解決事例のデータベース化による情報提供を行う。

行政窓口の整理統合

地域コミュニティに関する総合相談窓口として、また、地域コミュニティと行政間を調整し、行政依頼業務の整理及び統廃合等を含めた地域コミュニティ全般を一元的に所管する行政組織体制を構築する。

出前講座の充実

自治会への行政依頼業務等の理解促進と連携・協働関係の強化のため、当該業務の所管所属が自治会に出向き説明会（講座）を開催する出前講座制度を充実する。

[講座メニュー]

各所属が所管する業務のうち、出前講座にふさわしい業務をまとめ、自治会へ提示する。

自治会への加入促進

ア．自治会への加入促進

自治会加入に関しては、自治会活動の負担などデメリットばかりが強調され、加入のメリットが理解されていない。

そこで、自治会及び各種団体と行政が連携して、自治会への加入促進を図る。

市政広報、テレビ広報（特集）による啓発

市政広報及びテレビ広報による自治会への加入促進を行う。

各種団体との連携による働きかけ

企業及び子ども会育成会等の団体と連携して、自治会加入の働きかけを実施する。

転入者・転居者への働きかけ

市民課窓口での自治会への加入促進を実施する。

自治会加入体験の実施

未加入者に自治会活動（会議・奉仕活動・イベントなど）を体験してもらい、地域の人たちとのふれあいを感じてもらう。

イ．集合住宅対策（実態調査）

マンション等の集合住宅の自治会加入は、大きな課題である。

集合住宅には分譲と賃貸があるが、分譲の場合には自治会加入率が高く、賃貸の場合に自治会への加入率が低い。

そこで、賃貸の集合住宅入居者への対策を講ずるため、自治会と行政が連携して、その実態調査を実施する。

自治会再編アドバイザーによる働きかけ

自治会再編アドバイザーが、自治会未加入エリアの解消を目指した取組を実施する。

集合住宅関係者との連携による働きかけ

不動産業者、開発業者及び集合住宅オーナーと連携して、自治会加入の働きかけを実施する。

大学生への働きかけ

大学新生オリエンテーションにおいて、自治会加入の働きかけを実施する。

(3) 公民館地区への支援策

各種団体間のネットワークの強化

各公民館地区においては、地区の課題解決に向けて、各種団体が活動している。

しかし、各種団体の担い手が少なくなっている中で、効果的・効率的に地区活動を行っていくためには、各種団体間のネットワークの強化が必要である。

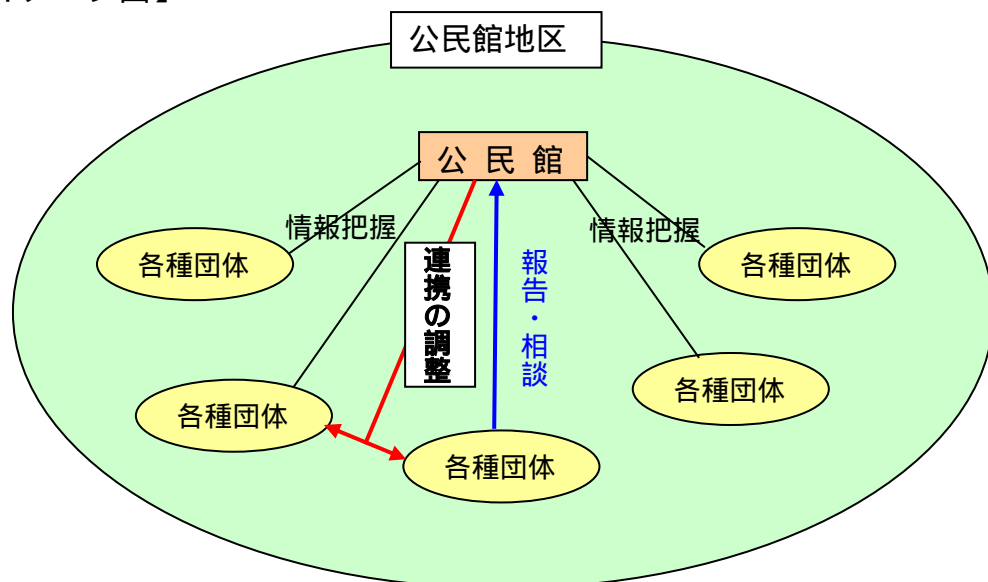
そのため、地区の中核施設である公民館が、各種団体間のコーディネート役として十分な機能を発揮できるような公民館運営体制を構築する。

また、各種団体間の情報交換、情報共有を行う場として、公民館運営審議会などの既存の枠組みを有効活用していくことを検討する。

各種団体間の連携促進と情報交換・情報共有の場の充実

- ・ 公民館は、公民館地区内にある自治会、自主防災、地域福祉、まちづくり、NPOやボランティアグループ、事業者などの活動主体の連携促進・コーディネートを行う。
- ・ 地区の事情に応じて、各種団体間の情報交換・情報共有の場を充実する。

【イメージ図】



市職員の地区活動への積極的参加

市職員は、行政職員であると同時に地域の一員であるという立場から、積極的に地域活動に参画するよう、市職員に対する研修及び啓発を実施する。

各種団体のあり方の見直し

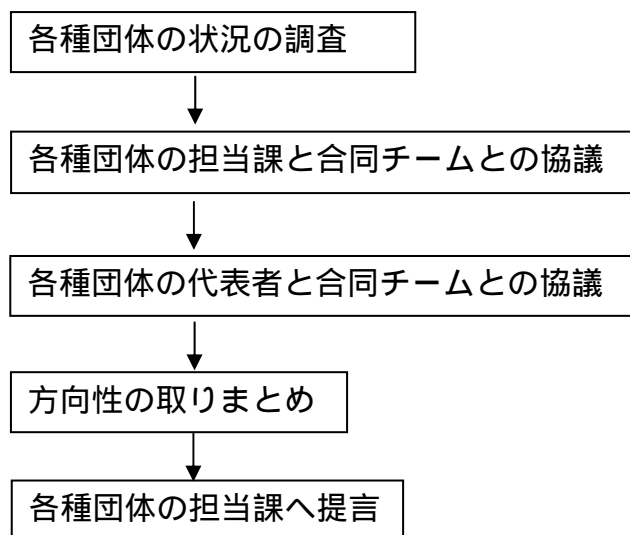
行政が地区の事情に関係なく、全地区一律の方針に基づき、全地区に同じように各種団体の設置を指導し、さらに、行政の横の連絡が不十分であることから、活動目的及び事業内容が同じような組織が設置された。

結果として、役員及び構成員については兼務している場合が多く、これらが公民館地区の負担となっている。

その対策として、行政の指導等により設置された各種団体について、地域の特性及び実情を考慮しながら団体の設置の必要性及び効率性を再検討し、団体のあり方の見直しに取り組む。

【方針の決定方法】

行政の指導等により設置された各種団体について、地域コミュニティ担当課と教育部門の合同チームにより、団体のあり方の見直しに取り組む。



団体支援員の配置補助

公民館業務のあり方及び公民館職員の勤務体制の見直しと並行して、これまで公民館が主体的に支えてきた各種団体等に対し、自主自立に向けた支援が必要である。

そこで、地区が独自に採用する団体支援員の経費を補助する。

【団体支援員の業務】

各種団体等の自主自立に向けた支援業務
公民館と協調して業務を遂行する。

- ・ 人材育成
- ・ 組織運営支援

各地区内の自治会への支援業務 etc

< 公民館主事との役割分担 >

- ・ 公民館主事 ... 地区内の各種団体間の連携・調整など地区内のコーディネーター的役割を担う。
- ・ 団体支援員 ... 個別団体内の取りまとめ等を主に担当する。

【団体支援員の採用】

地区が独自に採用して配置
週10時間程度の勤務

【支援案】

配置する団体支援員の経費の1/2を補助する。

支援対象

平成22年10月1日から平成26年3月31日までに配置する団体支援員の経費に対して支援する。

ただし、公民館主事配置基準の見直しにより、経過措置の適用を受ける地区は支援対象外とする。

限度額

1地区あたり月25千円

支援期間

支援員配置後3年間

交付対象及び地区内の取りまとめ業務

地区の各種団体で構成する連合体又は地区自治会連合会

地区自治会連合会長業務の支援

地域コミュニティ機能の保持・活性化のためには、基礎的な地域コミュニティである自治会の機能再生とともに、自治会や各種団体が連携してより大きな地域課題解決に取り組むための広域的なネットワークの充実が求められる。

このことから、地区内の自治会の意見調整や取りまとめを行うとともに、各種団体や他地区の自治組織及び行政との連絡調整などの役割を担っている地区自治会連合会長には、これまで以上に重要かつ広範な役割が求められる。

そのため、地区自治会連合会と行政との協働・連絡体制を強化し、活動を支援するため、地区の連絡調整事務等に関する業務委嘱を行う。

【支 援 案】

地区自治会連合会長を地区連絡嘱託員として委嘱

地区連絡嘱託員報償費	18,000 円/年額	30,000 円/年額
------------	-------------	-------------

5 公民館における具体的な取組

求められる地域コミュニティ像を目指し、自治会及び公民館地区それぞれに取り組む支援策に呼応して、公民館も改善策に取り組む。

(1) 課題から対策へ

【課題1】公民館の果たすべき役割、具体的業務は何か

地域住民からの大きな期待を担い、公民館が応えていくなかで、業務が際限なく拡大するのではないかと疑問があり、またそれぞれの公民館で業務に対する捉え方が異なっていることから、公民館の果たすべき役割、具体的業務は何かを明確にする必要がある。



【対策1】

公民館の業務のあり方を検討し、見直す。【P28】
各種団体の自主活動支援業務を充実する。【P32】

【課題2】職員の多忙や事務処理の煩雑を解消

社会教育の分野のみならず地域コミュニティに関する多種多様な事業をこなしている現状があり、職員の多忙や事務処理の煩雑を解消し、相談や調整といった業務を十分に行うことのできる勤務体制を整備する必要がある。



【対策2】

公民館職員の人事管理を強化する。【P33】
公民館職員の勤務体制を検討し、見直す。【P34】

【課題3】公民館運営審議会のあり方を検討

公民館が地域コミュニティの中核施設としての機能を十分に発揮するためには、公民館運営審議会も地域コミュニティの意見を反映できる場である必要がある。



【対策3】

公民館運営審議会委員の選出方法を検討する。【P37】

(2) 公民館の改善策

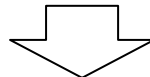
公民館の業務のあり方の見直し

公民館における業務の基本方針

- ・ 公民館は、社会教育施設として社会教育事業を推進していく。
- ・ 社会教育と地域の活動とは表裏一体の関係にあり、地域コミュニティ機能の保持・活性化を図るため、公民館は、コーディネーター役として、地域の活動の支援及び連絡調整を行う。

ア．社会教育施設としての業務

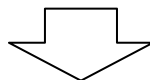
事業	内容
(1) 教育事業	
学級・講座の開設	各地区における生活的、地域的、現代的課題の解決をテーマとした学級・講座の実施
自主グループの育成	市民が自主的に学び、学んだことをその地域や地域の人たちに還元していく
学習資料、情報の提供	学習における資料の収集や、公民館活動に関する情報の発信
(2) 公民館運営事業	
公民館施設の提供	ホール・会議室等の貸館
公民館施設の維持管理	公民館施設・設備・備品の維持管理
運営審議会の運営	運営審議会の開催に関すること



方針	<p>公民館本来の事業であり、現状のとおり業務を遂行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現代的課題解決や地域のニーズに即した教育事業の充実を図る。 ・ 提出書類等の見直しをすることにより、業務量の軽減を図る。
----	---

イ．出張所廃止に伴う、一部の行政事務

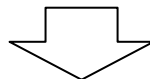
事業	内容
(1) 行政文書配布業務	市政広報やその他の文書を行政嘱託員へ配送
(2) 行政嘱託員の名簿作成及び報告	行政嘱託員の変更時の取りまとめ、及び報告を行う
(3) 委員、表彰者等の推薦	各種委員や、表彰候補者に関する推薦



方 針	<p>現状のとおり公民館職員の業務とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出張所廃止に伴い、公民館業務として位置づけられていることから、引き続き行う。 ・なお、行政文書配布業務については、広報紙の減少化及び集約化を図り、負担軽減に努める。（P18のとおり）
-----	---

ウ．各地区の各種団体に関わる業務

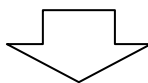
業 務 内 容	
(1) 各種団体の指導・育成、連絡調整	
《 主な団体 》	自治会連合会 市民憲章推進協議会支部 社会福祉協議会 体育振興会 青少年育成市民会議 交通安全協会 壮年会、婦人会、青年会、老人クラブ 子ども会育成会 誇りと夢・わがまち創造事業に関する実行委員会 地域子育て支援委員会 男女共同参画推進地域会議 自主防災に関する団体 英霊顕彰奉賛会 P T A、婦人福祉協議会



方 針	<p>上表中 の市民憲章推進協議会支部に関する業務は公民館の業務とする。</p> <p>各種団体に対して、自主活動への支援、相互連携による活動の推進の事務を行うことを公民館の業務とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区によって、積極的な支援が必要な団体と、自主活動が盛んで支援はさほど必要としない団体とが存在するので、その団体にあった支援を講じる。 ・各種団体が自主的に活動することが本来の姿であるので、公民館は自主活動への支援・連絡調整を行うこととし、各種団体の庶務・会計等の事務局業務は公民館職員の業務としない。
-----	---

エ．地区事業に関する業務

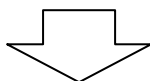
業 務 内 容	
(1) 特色ある地域づくり推進事業への支援	
《 主な地区事業 》	区民体育祭 地区夏祭り 敬老会 地区文化祭 慰霊祭 年賀会 誇りと夢・わがまち創造事業に関連した事業 防災訓練



方 針	<p>地域づくり推進事業の主体に対して、自主活動への支援、相互連携による活動の推進の事務を行うことを公民館の業務とする。</p> <ul style="list-style-type: none">・地域づくり推進事業については、実行委員会や主催者が主体となって、特色のある地域づくり事業を推進していくものであるため、公民館は実行委員会や主催者の支援及び連絡調整を行う。・実行委員会や主催者の庶務・会計等の事務局業務は公民館職員の業務としない。・公民館が主催、共催の場合の事務局業務、支援及び連絡調整については、公民館職員の業務とする。
-----	--

オ．行政からの業務

業務内容	関係所属
(1) 本来、実行委員会等を組織して取り組む事業	事業実施（H20 年度実績）
男女共同参画推進地域事業、推進委員（各ブロック2名） 地域子育て支援事業 誇りと夢・わがまち創造事業 地区敬老事業 生き生き長寿よろず茶屋 食育推進事業	男女共同参画・少子化対策室 男女共同参画・少子化対策室 市民協働・国際室 長寿福祉課 長寿福祉課 農政企画課
(2) 地域の実情に応じて協力	協力依頼（H20 年度実績）
ゴミカレンダーの作成業務（自治会連合会より依頼） 災害時の避難場所 防犯ドクター事業（出前講座の開催） 地域別まちづくり懇談会の開催協力 ふるさと就職応援事業（会場の提供等）	清掃清美課 危機管理室 危機管理室（県警） 都市計画課 労政課



方針	<p>< 現在実施している事業 > 実行委員会等の事業主体に対して、自主活動への支援、相互連携による活動の推進の事務を行うことを公民館の業務とする。 ・本来実行委員会等を組織して取り組む事業であり、実行委員会等の庶務・会計等の事務局業務は公民館職員の業務としない。</p> <p>< 今後新たに発生する事業 > まず市内において関係部署及び教育委員会でその事業に対し公民館が関与することの妥当性を検討する。 ↓（妥当と判断） 福井市公民館連絡協議会・福井市公民館運営審議会連絡会とも協議を行い、業務依頼、協力を要請する。 ↓（共通認識の形成） 実行委員会等の組織化・立上げについては、公民館は支援・連絡調整を行う。（業務位置付け）</p>
----	--

経過措置

原則として、各種団体や実行委員会等の庶務・会計等の事務局業務は公民館職員の業務としないものである。

しかし、事業遂行に支障がないよう現事務形態を維持するなどの対応を行いながら、団体支援員の配置補助（P25）の期間中に漸次実行委員会等への事務局業務の移管に努めるものとする。

各種団体の自主活動支援業務の充実

団体支援員と歩調を合わせるなどして、各種団体の自主活動支援業務を実施する。

【対象】

自主自立を目指す団体

自主活動の実施にあたり、他団体との連携を検討する団体

【業務】

自主活動や団体の自立を進めるための相談

団体間の連携のコーディネート

各種情報提供

【配置人員】

公民館主事

団体支援員

(P 2 5 にある、地区 (地区自治会連合会) が独自に採用して配置する団体支援員)

公民館職員の人事管理の強化

ア．公民館職員の人材育成について

多様化、高度化する地域住民の学習ニーズに対応するため、研修により公民館職員の知識等の習得を促す。

館長、教育委員会の了解のもと、ある一定期間において公民館主事の交流研修を行い、人材育成を図る。

現代的課題に対応できる社会教育分野の専門的能力を開発するとともに多様な地域の課題に対応できる能力を涵養し、効率的に公民館を運営できるよう、社会教育主事の資格取得を奨励し人材の有効活用を図る。

人材育成、人事管理の適正をより一層高めるため、公民館長が公民館主事について人事評価を行う。

イ．公民館長の職務権限強化について

公民館長が、公民館主事について人事評価を行い、人材育成の一端を担う。

公民館主事の選考にあたって、選考委員会の委員として公民館長を加え、公民館主事を監督する立場からの意見を述べる。

ウ．公民館職員の委嘱について

公民館職員の委嘱時の年齢制限を撤廃する。

任命権者である教育委員会事務局の職員が、職員選考に係る面接および最終選考委員会に出席する。

公民館主事が引き続き委嘱を希望し、応募した場合、人事評価及び社会教育主事の資格取得を選考の際の判断材料のひとつとする。

公民館職員の勤務体制の見直し

次の方針のもと公民館職員の勤務体制を見直す。

館長の管理監督機能を充実して円滑な公民館運営を実施するため、館長の勤務時間について見直しを行う。

教育事業の充実、地域コミュニティ機能の保持・活性化を目的とした各種団体等の活動や行政からの業務等に対する支援・連絡調整の円滑化を図るため、主事の勤務時間と配置基準について見直しを行う。

公民館主事の勤務時間の見直しにより、事務補佐員制度についても見直す。

ア．館長

(1) 実施時期

- ・平成23年4月からとする。

平成23年度からの取扱いについては下記の(2)～(4)による。

公民館長の現行勤務体制での任期は平成22年度末までとなっていることから、平成22年度は現行の勤務体制をとりながら、公民館主事の人事評価や交流研修の制度研究を実施し、公民館長の管理監督機能の強化に対応できる勤務体制への移行準備期間として位置づける。

(2) 勤務時間

- 週16時間とする。

4時間 × 3日 + 4時間

- ・原則、毎週火曜日、水曜日と金曜日の午後それぞれ4時間を基本（平常勤務）とする。
- ・平常勤務と、一週間につき4時間の自由勤務を加えたものとする。

館長の管理監督機能の強化、地域コミュニティ機能の保持・活性化を目的とした各種団体等の活動や行政からの業務等に対する支援・連絡調整を行うため、勤務時間を現行の週8時間から週16時間とする。

(3) 報酬

- ・月額 110,000円

勤務時間を増やしたことにより、公民館長の報酬月額を見直す。

(4) 手当等

- ・期末手当 : 現行どおり(2か月)
- ・行政事務作業報償費(月額2,800円) : 廃止

行政事務作業は、公民館職員の業務として位置付け、報酬に含めることとし、報償費は廃止する。

イ．公民館主事

(1) 勤務時間

○ 週35時間とする。

6時間 × 5日 + 5時間

・原則、毎週火曜日から日曜日までのうち1日を除く日にそれぞれ6時間の平常勤務と、一週間につき5時間の自由勤務を加えたものとする。

・勤務時間帯（平常勤務）

9時～16時(12時～13時休憩)(現行：9時から15時)

11時～18時(15時～16時休憩)(現行：12時から17時)

現代的課題解決や地域のニーズに即した教育事業の更なる充実に加え、地域コミュニティ機能の保持・活性化を目的とした各種団体等の活動や行政からの業務等に対する支援・連絡調整の円滑化を図るため、勤務時間を現行の週30時間から週35時間とし、団体支援員と歩調を合わせるなどして、各種団体の自主活動支援業務を実施する。

また、これに伴い、公民館に主事が勤務している時間帯も見直し、現行の9時から17時までを9時から18時までに1時間拡大し、公民館内の報告・連絡・相談体制の充実を図り、各種団体への支援・連絡調整を強化する。

(2) 賃金

4年任期の特別職非常勤であることから、原則として、同一任期中は同一賃金とする。

【 公民館主事賃金表 】

公民館主事	賃金月額(円)	社会教育主事有資格者	賃金月額(円)
1期目	158,700	1期目	190,300
2期目以降	175,600	2期目	200,800
		3期目	210,400
		4期目以降	218,300

4年任期の特別職非常勤職員であることから、原則として、同一任期中は同一賃金とする。

公民館主事の賃金については、委嘱時において福井市公民館主事であった経歴を1任期分に限り考慮し、賃金月額を決定する。

平成22年4月1日以降、社会教育主事の資格を有して、公民館主事に委嘱される者については、社会教育主事有資格者1期目として賃金月額を決定する。なお、その後の委嘱に際しては、社会教育主事有資格者として公民館主事に委嘱されていた経歴を3任期分に限り考慮し、賃金月額を決定する。

委嘱時の年齢制限を撤廃することと合わせて、満60歳到達以後、翌年度からの賃金は、福井市公民館主事であった経歴、社会教育主事の資格の有無に関わらず公民館主事1期目の額とする。

従来の社会教育主事資格取得に係る費用の助成制度を廃止する。
今回の改正に伴う経過措置として、引き続き委嘱された職員については、新制度の賃金が従来の賃金を下回らないよう保障する。

(3) 手当等

- ・ 期末手当 : 他の特別職に準ずる
- ・ 行政事務作業報償費(月額5,800円) : 廃止

行政事務作業は、公民館職員の業務として位置付け、賃金に含めることとし、報償費は廃止する。

(4) 実施時期

- ・ 平成22年4月からとする。

ウ. 公民館主事の配置基準

- 原則 人口 5,000人以上 : 3人
- 人口 5,000人未満 : 2人

公民館主事の配置については、公民館業務の見直し、勤務体制の見直しを進めるなかで、当面現行の2人、3人体制を維持する。そのうえで、根拠を明確にし、基準を変更する。

地区平均の人口が5,500人(270,000人 / 49地区)であることから、主事の3人体制の配置基準を現行の人口7,000人以上から、原則人口5,000人以上とする。

- ・ 基準を満たし、新たに主事が3人体制となる公民館
3公民館(日新、社西、西藤島)

経過措置

基準を満たさない公民館については、当分の間、現行の主事3人体制を維持する。ただし、団体支援員の配置補助については適用しない。

(P25)

- ・ 基準を満たさず、現行の主事3人体制を維持する公民館
2公民館(順化、東郷)

エ. 事務補佐員制度

- ・ 繁忙期における事務補佐員制度 廃止

事務補佐員の勤務時間も主事の勤務時間に含めて週30時間から週35時間に増やすことにより、繁忙期における事務補佐員制度は廃止する。

公民館運営審議会のあり方の検討

平成11年の社会教育法改正により、公民館運営審議会の必置制の廃止及び市町村議会議員等の委嘱規定の撤廃など、委員の委嘱規定の弾力化が図られた。

これは、より地域の事情や住民の意思を公民館運営に反映できる組織や委員による審議が可能になったということである。

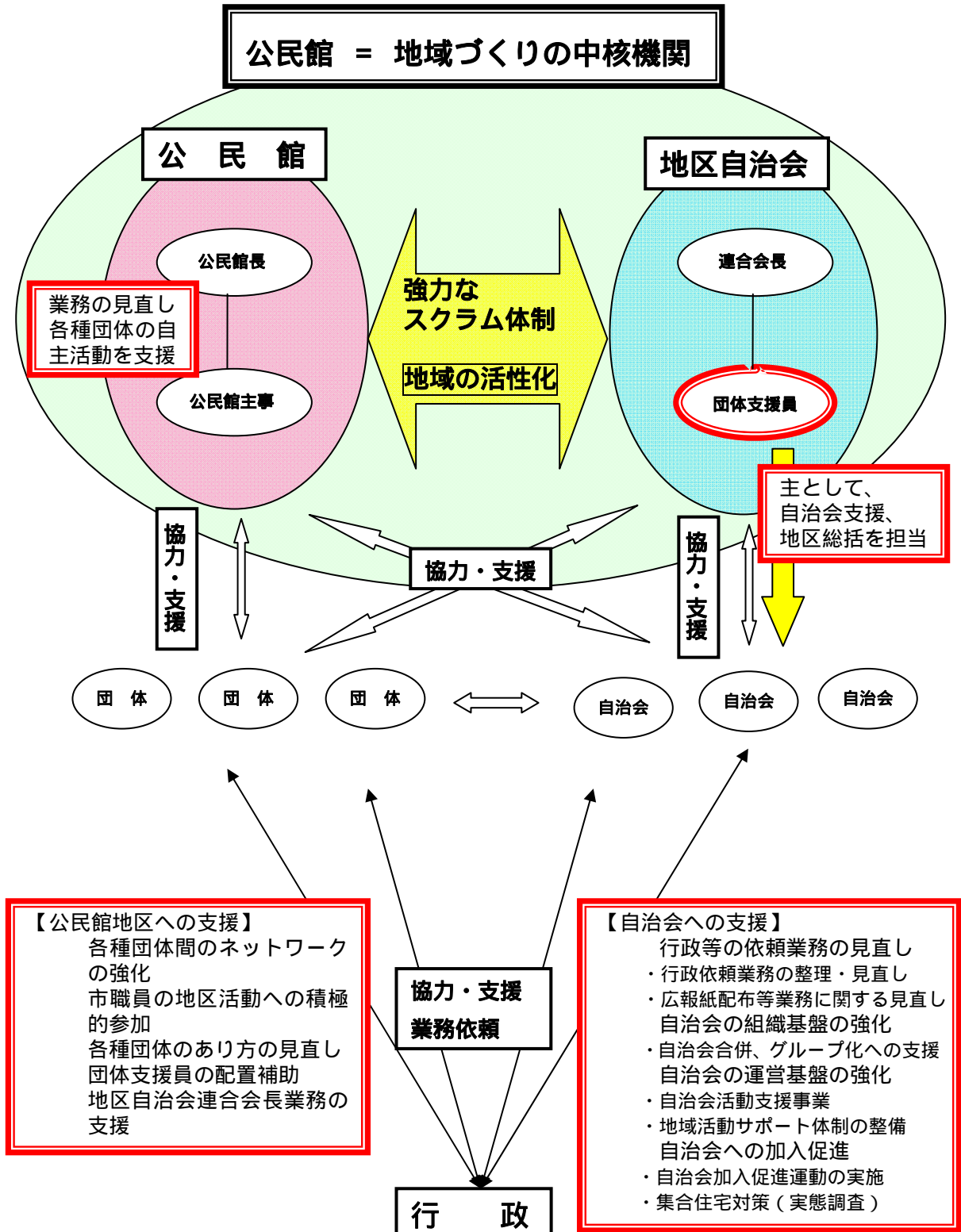
福井市においては、この法改正後も、条例により引き続き公民館運営審議会を設置することとし、運営している。

法改正の趣旨を踏まえて、公民館が地域コミュニティの中核施設としての機能を十分に発揮するために、公民館運営審議会の委員を地域コミュニティに関わる各種団体から広く選出し、より民主的な公民館運営を図る方策を検討していく。

また、この公民館運営審議会を各種団体のネットワーク強化のための組織として位置付け、各種団体間の情報交換、情報共有を行う場として活用していけるよう検討する。

6 全体の対策イメージ

 : 主な対策





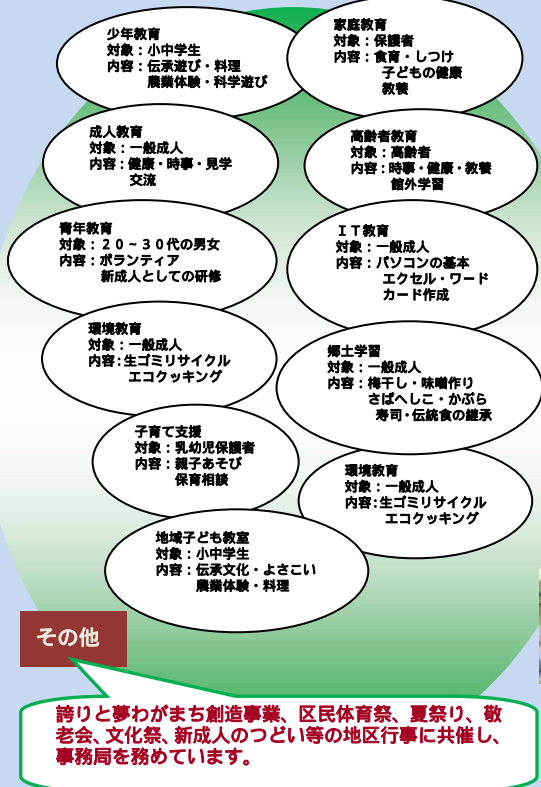
啓蒙公民館の取り組み



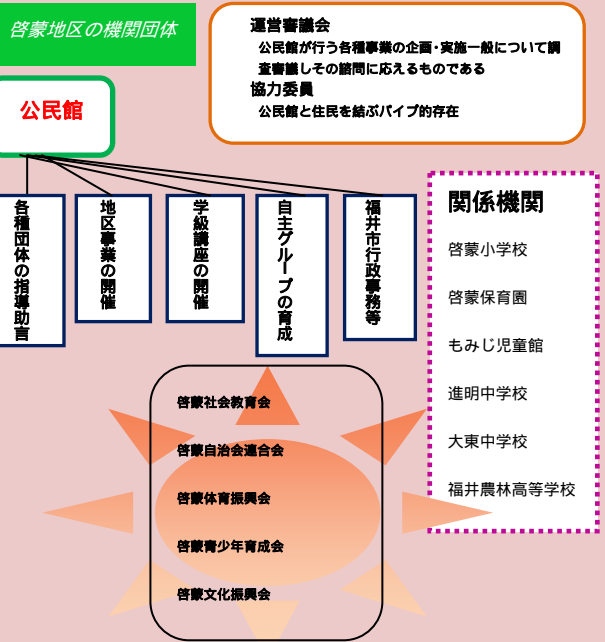
啓蒙公民館は、福井市中心部から北東に約3kmのところのところに位置し、小さい雑木林の丸山と芝原用水、田んぼがあり、自然が残る地区にあります。近頃は田んぼが埋め立てられ、大型マンションが増えています。地区内には国道8号線、416号線、市道環状東線、旧勝山街道が通っています。それらの道沿いに、商業・娯楽施設例えばワイプラザ、平和堂が建ち、大和田界限（エルパ・福井新聞社・FBC等）のベッドタウンとも呼ばれ、日常生活には大変便利な地区となりました。そんな地区にあり、昭和23年に分館としてスタートして以来、教育事業を中心に地域づくりを展開してきました。

啓蒙公民館教育事業

啓蒙公民館では教育事業や自主グループ各種団体の活動等で年間約20,000人の方が利用しています。



福井市の公民館は、原則小学校区毎に設置され、館長・主事とも非常勤特別職として福井市教育委員会より委嘱される。
(啓蒙公民館では、館長1名、主事3名が委嘱されている)
各館には運営審議委員会が設置されている。



啓蒙公民館では、教育事業と団体支援を通して「人づくり」に取り組んでいます。課題は教育事業に若い世代の参加が少なく固定しないことですが、受講生の多くに、長年通えるのは楽しくて生活に役立つことが多いからとっていただき、そして何より仲間が増え、仲間の絆が深まった喜びを持っていただいています。学習により視野が広がり感動が生まれ、生活行動が変わり、個人力がアップして地域の活力に繋がっていくことを目指しています。